

日医発第1062号（保231）
平成21年2月6日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成21年1月19日付厚生労働省告示第7号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、製薬企業の医薬品製造販売承認の承継に伴う薬事法上の販売名称等の変更により、新名称の医薬品「グラニセトロン静注液1mg「明治」」等2品目が薬価基準の別表に第21部追補(17)として収載されたものであります。

また、同日付厚生労働省告示第8号で、旧名称の医薬品「グラニセトロン静注液1mg「MNP」」等2品目が掲示事項等告示の別表第6に第5部追補(4)として収載され、経過措置品目（使用期限：平成21年8月31日限り）となりました。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌4月号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1. 官報（平21. 1. 19 第4992号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について
（平21. 1. 19 厚生労働省保険局医療課事務連絡）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告 示〕

- 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働七）
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同八）

○厚生労働省告示第七号
診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年一月十九日
別表に第21部として次のように加える。
厚生労働大臣 舛添 要一

品名	注	第21部	追 射 薬	規 格	単 位	薬 価
グラニセトロン静注液 1mg	「明治」				1 mg 1 mL 1 管	1,853
グラニセトロン静注液 3mg	「明治」				3 mg 3 mL 1 管	4,394

（ハ）

○厚生労働省告示第八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年一月十九日
別表第6に第5部として次のように加える。
厚生労働大臣 舛添 要一

品名	注	第5部	追 射 薬	規 格	単 位
グラニセトロン静注液 1mg	「MNPJ」				1 mg 1 mL 1 管
グラニセトロン静注液 3mg	「MNPJ」				3 mg 3 mL 1 管

（ク）



事務連絡
平成21年1月19日

地方厚生（支）局医療指導課 }
都道府県民生主管部（局） }
国民健康保険主管課（部） } 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局） }
後期高齢者医療主管課（部） }

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等について」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）の一部が平成21年1月19日付け厚生労働省告示第7号及び第8号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 製薬企業等による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、注射薬2品目について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8,902	4,438	3,146	42	16,528

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 製薬企業等による医薬品の製造販売承認の承継に伴い製薬企業から削除依頼があった注射薬2品目について、掲示事項等告示の別表第6に収載して、平成21年9月1日以降保険診療における使用医薬品から除外するものであること。
- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第6に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	221	150	129	2	502

(参 考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	注射薬 グラニセトロン静注液 1 mg 「明治」	塩酸グラニセトロン	1 mg 1 mL 1 管	1,853
2	注射薬 グラニセトロン静注液 3 mg 「明治」	塩酸グラニセトロン	3 mg 3 mL 1 管	4,394

(参 考)

揭示事項等告示

別表第6 第5部 (平成21年8月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	注射薬 グラニセトロン静注液 1 mg 「MNP」	塩酸グラニセトロン	1 mg 1 mL 1 管	1,853
2	注射薬 グラニセトロン静注液 3 mg 「MNP」	塩酸グラニセトロン	3 mg 3 mL 1 管	4,394